2026 年 8 月 24 日
損保ジャパン DC 証券株式会社

【iDeCo の制度改正（2026 年 12 月 1 日施行）関連】
拠出限度額の引き上げに伴う「加入者掛金額変更手続き」および「事前受付」のご案内

2026 年 12 月 1 日施行の制度改正により、iDeCo の拠出（掛金）限度額が引き上げられます。
これに伴い、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引き落とし）掛金から毎月の掛金額を増額する方に向けて、手続き方法をご案内します。※

※掛金納付方法が「月別指定（年単位）」の方は、別途、**専用帳票「加入者掛金額変更届【月別指定（年単位）→毎月定額切替事前受付専用】」（紙）による**お手続きが必要です。**詳しくは**「【iDeCo 事前受付】iDeCo 加入者にかかる手数料見直しに伴う、掛金の月別指定（年単位）拠出から毎月定額拠出への切替のご案内」をご覧ください。**（2026 年 10 月 30 日（金）必着）**

記

1. e-iDeCo（電子申請）による手続き方法

e-iDeCo は入力サポートによる入力漏れなどの自動チェック機能があり、またペーパーレスでお手続きが完了し、お手軽で利便性が高い手続き方法です。

（１）受付期間

2026 年 12 月 1 日（火）から 2026 年 12 月 24 日（木）

（２）手続き方法

e-iDeCo によるお手続きは、当社ホームページ
（https://www.sjdc.co.jp/individual/procedure/indiviforms/）よりご利用いただけます。

なお、掛金額変更手続きについては、以下のマニュアルをご参照ください。
→国民年金基金連合会　「e-iDeCo サービスマニュアル」

（３）留意事項

e-iDeCo を初めて利用される場合は、事前に「利用申込（アカウント登録）」が必須となります。
「利用申込（アカウント登録）」手順については、以下の利用手引きをご参照ください。
→国民年金基金連合会　「e-iDeCo サービス　サービス利用の手引き」

① 「利用申込（アカウント登録）」の取扱い時間は以下のとおりです。
平日 8：00～23：00（共済組合員の方は平日 8：00～21：00）
※土曜・日曜・祝日・休日・年末年始、ならびに平日深夜・早朝は取扱時間外です。

② 2026 年 12 月上旬は「利用申込（アカウント登録）」のお申し込みの集中が予想されます。集中した場合、登録完了までに数日以上かかることがありますので、お早めに利用申込をお済ませください。

２．専用帳票「加入者掛金額変更届【事前受付専用】」（紙）による「事前受付」手続き方法

2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落し）から掛金額の増額を希望されるお客さまで、毎月の掛金額を制度改正前の限度額を超えて増額する場合、専用帳票「加入者掛金額変更届【事前受付専用】」（紙）による**事前申込み**をご利用いただけます。

（１）対象者

現在の掛金納付方法が毎月定額（同額）で、2026 年 12 月施行の制度改正前の限度額を超えて掛金額を増額される方

制度改正（限度額引き上げ）概要

国民年金被保険者区分	限度額		注意事項
	改正前	改正後	
第 1 号被保険者※1 /任意加入被保険者※2	68,000 円	75,000 円	国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算した金額
第 2 号被保険者※3	20,000 円 ～23,000 円	62,000 円	企業型 DC の事業主掛金額、確定給付型年金、公務員の退職等年金給付などの他制度掛金相当額と合算した金額
第 3 号被保険者※4	23,000 円	（変更なし）	―

※１ 第 1 号被保険者…日本国内居住の自営業者、その家族（配偶者等）、自由業、学生等
※２ 任意加入被保険者…国民年金に加入している 60 歳以上 65 歳未満の方、海外居住者の方
※３ 第 2 号被保険者…会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者
※４ 第 3 号被保険者…専業主婦（夫）等　第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

（２）提出する書類

被保険者区分	提出書類（専用帳票）
第１号被保険者/任意加入被保険者	加入者掛金額変更届【事前受付専用】 （第１号被保険者/任意加入被保険者用）
第２号被保険者	加入者掛金額変更届【事前受付専用】 （第２号被保険者用）
第３号被保険者	（事前受付の対象外）

＜書類記入の際の注意事項＞

① 第１号被保険者/任意加入被保険者の場合、**iDeCo の掛金上限は「iDeCo 掛金」＋「国民年金基金の掛金」の合算で月額 7.5 万円（付加保険料を納付している方は月額 7.4 万円）**です。
上限の範囲内で毎月の掛金額を記入してください。

② 第２号被保険者の場合、**iDeCo の掛金上限は「iDeCo 掛金」＋「他制度掛金相当額等」の合算で 月額 6.2 万円**です。事前に他制度掛金相当額等を事業主（勤務先）に確認し、上限の範囲内で毎月の掛金額を記入してください。

（３）送付先

提出書類は以下へご郵送ください。
お手元にある定型サイズの封筒に「宛名ラベル」を貼り付けていただければ切手は不要です。

〒135-8790 東京都江東区東陽２－４－２新宮ビル１階アルティウスリンク(株)内 損保ジャパン DC 証券（株）　iDeCo 受付事務センター	宛名ラベル

（４）受付期間

2026 年 9 月 1 日（火）から 2026 年 10 月 30 日（金）必着

３.通常の帳票（紙）による手続き方法

（１）提出する書類

当社サイト（https://www.sjdc.co.jp/individual/procedure/indiviforms/）から所定の帳票をダウンロードしてください。

（２）送付先

提出書類は以下へご郵送ください。
お手元にある定型サイズの封筒に「宛名ラベル」を貼り付けていただければ切手は不要です。

〒135-8790 東京都江東区東陽２－４－２新宮ビル１階アルティウスリンク(株)内 損保ジャパン DC 証券（株）　iDeCo 受付事務センター	宛名ラベル

（３）受付期間

2026 年 12 月 1 日（火）から 2026 年 12 月 11 日（金）必着

４.留意事項

iDeCo の加入者掛金額は、法令により 原則年 1 回に限り変更できます。ただし、2026 年 12 月 1 日から 2027 年 11 月 30 日までの間（事前受付含む）は、**施行前の拠出限度額を超えるように初めて掛金額を引き上げる場合に限り、**年 1 回変更の例外として取り扱われます。

※掛金額変更年 1 回の例外となる具体的な金額については iDeCo 公式サイトをご確認ください。
→iDeCo 公式サイト「《2026 年 12 月施行》iDeCo 掛金額変更手続きの経過措置に関するご案内」

以　上

【毎月定額　事前受付専用】

事務処理センター用

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
（第１号被保険者/任意加入被保険者用）

- **この届出書は掛金を毎月定額拠出で納付中のご加入者様が、令和8年12月施行に伴い、令和8年12月分（令和9年1月引落し）より、掛金額を事前に変更するための専用帳票です。**
- **この届出書で国民年金基金の掛金月額の変更、付加保険料の変更はできません。**
- **ご加入者様の運営管理機関あてに、令和8年10月末までにご提出ください。**

【ご注意いただきたい点】

- この届出書は令和8年12月1日施行前の拠出限度額（※1）より多い額となるよう、掛金額を引き上げる場合にご使用いただける事前受付専用帳票です（※2）。
  - （※1）iDeCoのみ加入されている方は68,000円、国民年金基金とiDeCoの両制度に加入されている方は合算で68,000円、付加保険料を納付されている方は67,000円
  - （※2）上記の条件を満たさない場合は、令和8年12月以降にe-iDeCo（マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス）または通常の届出書（加入者掛金額変更届）でのお手続きとなります。なお、月別指定（年単位）拠出への掛金額変更をご希望の場合は、e-iDeCoではお手続きいただけません。これらのお手続きの場合のお手続き時期と方法は、ご加入者様の運営管理機関にお問い合わせください。
- 国民年金基金の掛金月額と、iDeCoの掛金額の合算で75,000円を超えた場合、iDeCoの掛金額の変更はできません。
- 令和8年11月分（12月引落し）までは、現在設定している掛金額の引落しが行われます。
- この届出書のご提出後に被保険者種別に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
- この届出書を複数回ご提出されたり、この届出書と令和8年12月にe-iDeCoで重複してお手続きをされると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国民年金基金連合会あて

届出書コード	届出区分
04091	掛金額変更

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
ー	フリガナ	5：昭和 7：平成　年　月　日	1：男 2：女

住所
フリガナ
〒　　連絡先電話番号（　　-　　-　　）
都道府県　　郡　　市区町村

該当の被保険者種別の□にチェックをご記入ください	□ 第1号被保険者 □ 任意加入被保険者

掛金額区分	■：掛金を毎月定額で納付します	掛金額変更理由	■：令和8年12月iDeCo掛金上限額変更に伴う変更

個人型年金掛金額	毎月の掛金額 ＊
	千　0　0　円

＊「毎月の掛金額」欄は、現在の上限額（上部枠内の※1参照）～75,000円の範囲内でご記入ください。

下記の①、②に該当する方は、□にチェックの上、①については国民年金基金の掛金月額をご記入ください。

（いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。また、付加保険料と国民年金基金の両制度を同時に納付することはできません。）

□ ①国民年金基金に加入している	国民年金基金の掛金月額 千　円	該当する場合、いずれかの□にチェック	□ ②付加保険料を納付している

※ iDeCoの掛金額は、国民年金基金の掛金月額と合算で75,000円の範囲内でご記入ください。

※ 令和8年12月施行に合わせ、国民年金基金の掛金月額を引き上げる場合には、引き上げ後の掛金月額をご記入ください。（なお、国民年金基金の掛金月額変更は、別途、現在加入されている国民年金基金あてにお届けいただく必要があります。）

※ 付加保険料を納付している方は、74,000円の範囲内でiDeCoの掛金額をご記入ください。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	0　9　9　1　損保ジャパンDC証券(株)

受付金融機関	9：令和　年　月　日	事務処理センター

令和8年12月施行対応

（毎月定額拠出で令和9年1月引落しから掛金額変更をする方の専用届）

【毎月定額　事前受付専用】

事務処理センター用

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
（第２号被保険者用）

・この届出書は掛金を毎月定額拠出で納付中のご加入者様が、令和8年12月施行に伴い、令和8年12月分（令和9年1月引落し）より、掛金額を事前に変更するための専用帳票です。

・ご加入者様の運営管理機関あてに、令和8年10月末までにご提出ください。

【ご注意いただきたい点】

・この届出書は令和8年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう、掛金額を引き上げる場合にご使用いただける事前受付専用帳票です。
　※　令和8年12月1日施行前および施行後の拠出限度額については、下部の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】の表内にてご確認ください。
　※　上記の条件を満たさない場合は、令和8年12月以降にe-iDeCo（マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス）または通常の届出書（加入者掛金額変更届）でのお手続きとなります。なお、厚生年金のみご加入の方が、月別指定（年単位）拠出への掛金額変更をご希望の場合は、e-iDeCoでのお手続きはいただけません。これらのお手続きの場合のお手続き時期と方法は、ご加入者様の運営管理機関にお問い合わせください。
・令和8年11月分（12月引落し）までは、現在設定している掛金額の引落しが行われます。
・この届出書のご提出後に被保険者種別や企業年金等の加入状況等に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
・この届出書を複数回ご提出されたり、この届出書と令和8年12月にe-iDeCoで重複してお手続きをされると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国民年金基金連合会あて

届出書コード	届出区分
04091	掛金額変更

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
－	フリガナ	5：昭和 7：平成　　年　　月　　日	1：男 2：女

住所
フリガナ
〒　　連絡先電話番号（　　-　　-　　）
都道府県　　郡　　市区町村

掛金額区分	■：掛金を毎月定額で納付します	掛金額変更理由	■：令和8年12月iDeCo掛金上限額変更に伴う変更

個人型年金掛金額	毎月の掛金額 ＊
	千　0　0　0　円

＊　「毎月の掛金額」については、下記の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】をご確認いただき、該当する「企業年金制度等の加入状況コード」欄の□にチェックの上、【施行前の拠出限度額】超、【施行後の拠出限度額】以下の範囲内でご記入ください。
　・ お勤め先で企業年金制度等に加入されていない場合は、「企業年金制度等の加入状況コード」欄の「00」の□にチェックをご記入ください。

＊　iDeCo＋（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、事業主掛金を含めない金額をご記入ください。この場合、加入者掛金は2,000円から指定可能です。

【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】

・お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は、企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を控除した金額が上限金額になります。
・企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額についてご不明な場合には、お勤め先の事業主様へご確認いただき、お届出ください。
・国家公務員・地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度（以下、私学共済といいます。）の加入者及び石炭鉱業年金基金法に規定される坑内員のiDeCo の拠出限度額は、下記の共済掛金相当額等を控除した金額となります。
　➢　国家公務員・地方公務員共済組合：8,000円　　➢　私学共済：7,000円　　➢　坑内員：9,000円

企業年金制度等の加入状況コード		企業年金制度等の加入状況別iDeCoの拠出限度額（月額、令和8年12月施行前後）	
		【施行前の拠出限度額】	【施行後の拠出限度額】
□ 00	厚生年金のみ	23,000円　※iDeCo＋の対象者の方は、事業主掛金と合算での上限	62,000円　※iDeCo＋の対象者の方は、事業主掛金と合算での上限
□ 01	企業型DCのみまたは企業型DC＋DB	55,000円 －（企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額）※20,000円が上限	62,000円 －（企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額）
□ 02	DBのみ		
□ 50	国家公務員共済組合	20,000円	54,000円
□ 51	地方公務員共済組合		
□ 52	私学共済	20,000円	55,000円
□ 53	企業型DCやDB等＋私学共済	55,000円 －（企業型DC の事業主掛金額 ＋ 私学共済以外の他制度掛金相当額）※20,000円が上限	55,000 円 －（企業型DC の事業主掛金額 ＋ 私学共済以外の他制度掛金相当額）

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	
0 9 9 1	損保ジャパンDC証券（株）

受付金融機関	9：令和　　年　　月　　日	事務処理センター

令和8年12月施行対応
（毎月定額拠出で令和9年1月引落しから掛金額変更をする方の専用届）

宛名ラベル

✂ 点線に沿って裁断してください。

料金受取人払郵便
深川局承認
6093
差出有効期間
2028年8月
9日まで
切手を貼らずに
お出し下さい

1358790
212

（受取人）
東京都江東区東陽２－４－２新宮ビル１階
アルティウスリンク（株）内

損保ジャパンDC証券（株）
iDeCo受付事務センター　行
iDeCo関係書類在中

宛名ラベルについてのご注意

1. 印刷はA4普通紙（白色）に黒色の印字でお願いします。
2. 印刷する際はサイズ変更（拡大・縮小）をしないでください。
3. 必ず定形の封筒をご使用ください。

【長さ】14~23.5㎝
定形の封筒
【幅】
9~12㎝

4. はがれないようにしっかりと糊付けしてください。
5. 確定拠出年金手続き書類の提出のみにご使用ください。

※第三者への譲渡等を禁止いたします。

本ラベルは損保ジャパンＤＣ証券への書類提出専用です。
損害保険ジャパンなど、他のＳＯＭＰＯグループ会社あて書類提出にはご使用いただけません。